会報 いしかわ

2017.8月　No.62

石川県行政書士会

目　　次

挨拶
石川県行政書士会会長　向井　隆郎 …… 1
日本行政書士会連合会会長　遠田　和夫 …… 2

定時総会祝辞
石川県知事　谷本　正憲 …… 3

副会長就任挨拶 …… 4
平成29年度定時総会報告 …… 6
組織分担表(平成29･30年度) …… 9
パブリシティ …… 11
平成29年度日行連定時総会報告 …… 12
平成29年度日行連中部地方協議会定時総会報告 …… 13
平成29年度日政連定期大会報告 …… 13
平成29年度第3回理事会支部長会合同会報告 …… 14
平成29年度各部･委員会事業計画 …… 14
部長就任の挨拶 …… 17
支部だより …… 20
会員事務所訪問 …… 25
茅野勇平先生旭日小綬章を祝う会 …… 26
いしさぽ活動報告 …… 27
情報コーナー …… 28
業務研修会報告 …… 31
第28回全国女性行政書士交流会 in 宮城に参加して …… 32

会員のコーナー …… 33
政連だより …… 35
新入会員の紹介 …… 36
会務日誌 …… 38
会員移動 …… 40

【表紙写真説明】

石川県最北端に位置する珠洲市、その珠洲市のランドマークとして有名な見附島です。
見附島という名は、弘法大師・空海が布教のために佐渡島からやってきた際、最初に目についた（見附けた）島であることから命名されたと地名伝承が残っています。６月の満月は「ストロベリームーン」と呼ばれるようですが、満月を少し過ぎたこの日の昇り始めたばかりの月は少し赤みを帯びて、「ストロベリームーン」の雰囲気たっぷりでした。
（なお､実際の「ストロベリームーン」は「赤い月」の意味ではありません。）

輪島支部　唐澤　正

ご挨拶

石川県行政書士会　会長　向井　隆郎

平成 29 年 5 月 26 日開催の平成 29 年度定時総会におきまして、会長に就任致しました。この度の会長選挙への立候補に際しては、多数の会員の皆様からのご推挙をいただき、誠にありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げるとともに、会員の皆様からのご期待に添えるよう精一杯努力する所存です。

さて、会長選挙での立候補所信でも述べさせていただきましたが、行政書士制度を取り巻く環境は、今後急激に変化していきます。人口減少や少子高齢化などの社会の変化、人工知能や IoT 等の技術革新がもたらす経済の変化は、今後益々加速していくことが見込まれます。この社会経済の変化がもたらす、外国人労働者の増加や移民受け入れの問題、空き家の増加問題、IT 技術の進化による行政手続の効率化の問題等は、行政書士の業務分野に直接的に関係してきます。この変革の中にあって、我々は、これまで以上に社会からの要請に迅速かつ的確に応えていかなければなりません。そのためには、行政書士自らが社会の変化の先頭に立ち、変化を受け入れていく姿勢が必要となります。

会運営におきましても、このような状況を念頭に置きつつ、業務に有益な情報を逸早く会員の皆様へ提供できるよう心がけてまいります。また、会員の皆様からのご意見やご要望をできるだけ早く会運営に反映させ、変化に迅速に対応できる体制も整えてまいります。そして、今後の行政書士制度の維持、充実、発展のため、単年度ごとのに重点課題を設定し、一歩一歩着実に進めていくことをお約束させていただきます。

今年度におきましては、現在活動している建設業・産廃等業務研究会及び国際業務研究会に加えて、新たな業務研究会を立ち上げ、活動の更なる充実を図ります。業務指導部の指導監督のもと、自主的な活動を促し、定期的な研究会の開催と安定した運営体制の確立を目指します。また、業務研究会が研修会の企画立案や業務改善のための提言等を担うことで、研修会の充実と業務関係官庁との関係強化を図ります。

また、行政書士制度の認知度向上のため、多様化する広報媒体の利活用を進めます。従来のホームページ、新聞広告、テレビ CM 等の広報媒体だけでなく、遅きに失した感はありますがソーシャルメディア等の新たな広報媒体も活用し、行政書士制度の PR を図ってまいります。また、積極的なパブリシティ活動も行うことで、行政書士制度の存在が更に県民市民にとって身近なものとなるよう努めてまいります。

そして、業務関係官庁との定期的な情報共有や意見交換を行い、行政との協調関係の構築に努めます。まずは、石川県土木部監理課（建設業関係業務）、名古屋入国管理局金沢出張所（在留資格関係業務）との定期的な意見交換会の開催を定着させることで、会員の皆様の業務環境が改善するよう、要望活動を行ってまいります。

そのほか、官民業務受託事業の推進、新たな社会貢献事業の創出、非行政書士排除活動の推進等、課題は山積しておりますが、他単位会や他士業の先進的な取組みも参考にしつつ、事業活動に反映させてまいります。

今年度新たに選任されました役員とともに一丸となって、会員の皆様の業務の進歩・改善、行政書士制度の認知度向上に寄与できるよう、会運営を行ってまいります。

末筆ながら、会員各位のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げるとともに、これまでと同様のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

国民がより活用しやすい行政書士制度の確立に向けて

日本行政書士会連合会　会長　遠田　和夫

日頃より、石川県行政書士会及び会員の皆様には、日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜り、また行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼申し上げます。

すでにご存じのとおり、本年 6 月の定時総会において、私は日本行政書士会連合会の会長に再任されました。再び信任を受けた意味を重く受けとめ、今一度、前期二年間の取組を振り返り、これまでの経験や実績を活かしながら、また反省すべき点は反省し、全国 46,000 余名の会員のため、制度の維持発展に資する諸施策に臨まなければならないと決意を新たにしています。

二期目となる本年度の事業テーマは「国民がより活用しやすい行政書士制度の確立に向けて」と題し、行政書士が身近な存在として今まで以上に国民生活に浸透し、より活用しやすい制度として確立するよう、各事業の推進に努めてまいりたいと考えています。

具体的な取組としましては、第一に政府の動向等に即応できる組織体制の拡充を実現します。

昨今の国の政策においては、行政手続の簡素化や電子化による改革方針が打ち出されています。職域の縮小を懸念する見方もありますが、安易に自己防衛に走るのではなく、これを契機として捉え、行政との協調を図り、変化する国民のニーズに応えることが重要であると考えています。

激動する現代社会に適応するためには、制度の調査研究、関連する資料や情報の収集・分析、戦略的な政策提言など、緊急性や重要度の高い事案に対し機動的に対処するための部署として、行政書士制度調査室の設置が必要不可欠です。引き続き、行政書士制度調査室を中心とした柔軟な組織体制への拡充を進めてまいります。

第二に親しみやすく、頼りになる行政書士像の定着を目指し、行政書士制度の PR 活動を強化します。

昨年度に引き続き、「ゆるキャラグランプリ 2017」にエントリーいたしました。今年度も日行連公式キャラクターである「ユキマサくん」を通じて、広く国民に対し「身近な街の法律家」を周知してまいります。

制度の認知度向上こそ、今後の法改正の実現や各事業の円滑な推進、ひいては業務依頼数の増加等につながる第一歩です。行政書士が本来の業務に加え、法教育や成年後見業務の推進等、国民目線の事業に取り組んでいることを改めて知っていただき、真に国民に必要とされる制度としての位置づけを確かなものにしていきたいと考えています。

当然に、日行連の使命である職域の確保拡大、業務環境の改善については、法改正の推進及び自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）への対応を中心に、真摯に取り組んでまいります。

OSS を巡る対応に関しては、まさに権利を主張すれば義務が生じるという言葉のとおり、既存業務の確保や行政書士用丁種封印制度の確立に伴い、OSS の利用率向上という責務が課せられました。この重要な課題に対応するためには、会員の皆様お一人お一人が業務に OSS を利用することをもって、その責務を果たしていただくことが不可欠です。今後の法改正の推進に関しても同様に、権利に伴う義務を認識し進める必要があろうかと思いますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

以上、今期事業の核となる方針をお示しいたしました。何事にも柔軟かつ毅然とした態度で事業執行に全力を尽くしてまいります。

会員の皆様におかれましては、このような想いを受けとめていただき、自らの研鑽に努め、時代の波に打ち勝つ力を身につけていただきたいと考えております。

結びに、石川県行政書士会のますますの発展と、会員の皆様の御健勝と御多幸を祈念するとともに、日行連へより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

石川県行政書士会平成２９年度 定時総会祝辞

石川県知事　谷本　正憲

石川県行政書士会の平成 29 年度定時総会式典が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

今ほど、長年にわたる職務へのご功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方には、心からお祝いを申し上げますとともに、本日の表彰を契機に、より一層のご活躍を期待しております。

さて、石川県行政書士会におかれましては、年々会員を増やされ、会員数 300 名を超える会に発展を遂げられています。県民の皆様と行政をつなぐ懸け橋として、また、県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっておられます。

これもひとえに、石川県行政書士会並びに会員の皆様方が、多様なニーズと県民の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

これまで、県内各所で毎月開催されている無料相談会は、日常生活の中で発生するさまざまな問題や諸手続について、県民の皆様が気軽にご相談できる場となっているとお聞きしており、皆様方のご尽力を大変心強く思っております。

加えて、平成 27 年 1 月に、本県は石川県行政書士会との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結させていただきました。改めて、敬意と感謝を申し上げますとともに、この協定に基づき、災害時に被災者は、罹災証明や被災車両の廃車などの手続についての相談や書類作成の支援を受けることができ、迅速な生活再建の大きな後押しになるものと期待しております。

さらに、先月 17 日には、石川県士業団体協議会との間で「大規模災害等発生時における相談業務に関する協定」を締結させていただきました。この協定は、大規模災害時において、分野の異なる各士業団体の皆様に、垣根を越えて、合同無料相談会を開催していただくものであり、多岐にわたる相談にワンストップで対応できる内容になっています。

皆様方の知見や経験が迅速な生活再建に繋がり、被災者の安心の確保にも繋がるものであります。また、被災者の生活再建に全力で取り組む、我々行政としても、本協定は大変心強いものであります。

石川県行政書士会におかれましては、地域の頼れるアドバイザーとして、県政の発展に一層のお力添え賜りますよう、お願い申し上げますとともに、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

平成 29 年 5 月 26 日

副会長就任ご挨拶

石川県行政書士会　副会長　**濱田　隆弘**

この度、平成２９年度定時総会において選出され、副会長に就任いたしました濱田隆弘です。

副会長という職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

これまで石川県行政書士会の理事、さらに部長として会務に携わってきた経験を活かし、全力で会長を補佐し、石川県行政書士会の発展に尽くして参りたいと思います。

担当部は、業務指導部、広報部及び法規監察部です。

業務指導部に関しては、毎月一回程度の研修会の実施の充実はもちろんですが、専門業務におけるスペシャリストの育成を目標に業務研究会を現在の２つから４つ増設し、計６つと致します。さらに行政機関との定期的な意見交換会を実施し、会員の皆様の業務環境の整備に努めて参ります。

広報部に関しては、新しい取り組みとしてＳＮＳを活用し、行政書士の認知度アップに積極的に取り組みます。能動的に情報を発信することによって、行政書士が如何なる業務をしているかを一人でも多くの県民市民に伝え、皆様の業務に結びつくよう浸透させて参ります。また､「行政書士」というキーワードが新聞など多くのメディアで取り上げていただけるような仕掛けを構築して参ります。

私は、行政書士として誇りを持って業務に取り組んでおります。行政書士という職業を選択して良かったと心から思っております。このような素晴らしい環境を与えて下さった先輩方がいたからこそ現在があります。さらに今おかれた行政書士を取り巻く環境を目に見える形で良くしていくことはもちろんですが、次世代の行政書士が希望を失わずに誇りを持って業務に取り組めるような環境整備も、今現在を生きる私たちの使命だと思っております。

微力ではございますが、行政書士業界発展のため、そして会員皆様の事務所のさらなる繁栄のため覚悟をもって職責を全うしたいと思っております。

地道な取り組みを続ける事によって、近い将来、必ず、希望に満ちあふれた子供たちが、上位にランクされた憧れの職業「行政書士」を選択する日がくると信じております。

最後に石川県行政書士会のすべての会員の皆様のご協力、ご支援をお願い申し上げまして副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

副会長就任ご挨拶

石川県行政書士会　副会長　**永倉　幸司**

平成 29 年度総会にて新役員が決まりました。私も微力ながら会務運営に力を注ぎます。会員数は全国的にみればまだまだ少ないほうなのかもしれませんが、石川会も少しずつではありますが増加してきております。石川会の特徴といえるかもしれませんが、金沢支部に会員が偏っています。

今に始まったことではありませんが、全体の 3 分の 2 にあたる会員が金沢支部に集中しており、支部の在り方もいかがなものかとの思いがあります。石川県行政書士会（本会）と金沢支部のあまり組織の大きさの変わらない団体が併存していること、また、金沢支部と他支部との会員数格差がありすぎることも改善の余地ありとは思っております。しかし、石川会の歴史もあり、簡単な解決策もないのでしょうか。

役員である以上は会員の皆様の利便に資するよう事業活動を行っていかなければなりません。しかしながら、私たち士業は一人一人が独立しており、それぞれが生計を維持していかなければなりません。行政書士の仕事は大変です。片手間ではできません。どなたが役員になられても、本会や支部の仕事と自分の事務所の仕事を両立できるようにしなければならないと思います。この 2 年間、会員の皆様の利便に資することを忘れずに、支部の在り方及び本会の仕事の分業体制について考えていきたいと思います。

副会長就任ご挨拶

石川県行政書士会　副会長　**寺分　努**

このたび、七尾･輪島両支部より推薦を受け、副会長に就任いたしました寺分と申します。私自身、副会長の「器」でないことは十分承知いたしておりますが、お引き受けしましたからには全力を尽くしたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

ご挨拶といたしまして、まず、担当させていただく経理部と社会貢献事業部、また、官民業務受託調査特別委員会は委員長として、それぞれ抱負を述べさせていただきます。

最初に、経理部ということで、いきなり、お金の話で恐縮ですが、現在当会では会員一人当たり会費を年間 72,000 円納めていただいております。そのうち、12,000 円は日行連へ負担金として納め、7,200 円は所属する支部へ交付金として還元しております。そして、大まかに言いますと、残り 52,800 円の約半分ずつを、研修・広報等の「事業費」と事務局を運営するための「一般事務費」にそれぞれ支出しているという状況です。そう考えますと、日行連への負担割合が多いような気もしますが･･･、それはそれとしまして、会員の皆様から納めていただいた会費につきましては、一円たりとも無駄にすることのないよう、経理審査体制を強固なものにしてまいります。

次に、社会貢献事業部では、無料相談会事業、防災協定関連事業、成年後見活動支援事業、法教育事業、空き家対策事業等々、多岐にわたりますが、どの事業も当会にとって重要な事業です。また、これらの事業を遂行していくためには執行部以外の会員の方々のご協力も必要となります。社会貢献事業部からご協力要請をさせていただいた際には、出来る限りご協力の程、よろしくお願いいたします。

最後に、官民業務受託調査特別委員会では、昨年度末に行った石川運輸支局における相談窓口の業務受託を今年度も働きかけを行い、当事業を恒例化していきたいと考えております。そのためには、相談員向け研修の充実を図り、全体的にレベルアップをする必要があります。こちらの事業につきましても、会員の皆様方のご協力がなければ、業務受託の恒例化も実現は難しくなることと思いますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

私自身、微力ではありますが、向井会長をはじめとする石川県行政書士会の一層の発展のため、2 年間精一杯頑張りますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

平成29年度 定時総会報告

総務部長 宮川 敏彦

平成 29 年 5 月 26 日（金）午後 1 時 30 分石川県金沢市香林坊二丁目 1 番 1 号の金沢東急ホテルにおいて、平成 29 年度定時総会が総会員数 359 名のうち出席者 211 名（本人出席 63 名、委任状出席 148 名）で開催された。

茅野勇平会長挨拶

岩本美恵子総務部副部長が司会者となり、定時総会は開会した。榊喜弘副会長による開会の辞があり、次いで茅野勇平会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、当会会員へ総会の参加及び活動協力に対する謝意を述べ、石川県行政書士会がより良い会となることを祈念し、平成 28 年度は各部長のおかげで事業計画及び予算執行について概ね遂行することが出来たことを報告し、平成 29 年度の更なる発展の為にお知恵を拝借する旨述べ、最後に質問書が 6 本出ているため慎重審議を求め、挨拶を終えた。

濱田隆弘法規監察部長より、議案審議に入るにあたり、本日の定時総会は成立要件の定足数を満たし、本会会則第 29 条第 1 項に基づき適法に成立したとの報告があった。

定時総会議長団

新会長当選証書授与

◎議長近藤守会員（小松支部）、副議長に宮田貢会員（金沢支部）が選出され、議案審議に入った。

第１号議案　平成２８年度事業報告並びに承認について

第２号議案　平成２８年度決算報告並びに承認について

監事を代表し、監事太田勉（七尾支部）より監査報告が行われた。

第１号議案、第２号議案を一括審議とし、第１号議案、第２号議案につき質疑の後、議場に諮ったところ賛成多数で可決承認された。

第３号議案　平成２９年度事業計画案承認について

第３号議案につき、質疑の後、議場に諮ったところ賛成多数で可決承認された。

第４号議案　平成２９年度予算案承認について

第４号議案につき、質疑の後、議場に諮ったところ賛成多数で可決承認された。

第５号議案　平成２９年借入金の最高限度額決定について

第５号議案につき、議長は事前に質問書の提出が無かったため、直ちに質疑を打ち切り議場に諮ったところ賛成多数で可決承認された。

第６号議案　役員の選任について

議長は髙桑久雄選挙管理委員会委員長に対し、会長選挙に関する経過報告を求めた。髙桑久雄選挙管理委員会委員長は、茅野勇平会長の任期満了に伴う会長選挙の告示期間中の立候補届出者は向井隆郎氏１名であり、その届出は適正適法であったので役員選任規則第 28 条により向井隆郎会員の無競争当選が確定したことを報告した。

議長より、審議を一時中断して、向井隆郎会員への会長選挙当選証書授与式を行う旨が述べられ、髙桑久雄選挙管理委員会委員長から向井隆郎新会長へ当選証書が授与された。

議長は審議の再開を発し、役員選任規則第 3 条により、副会長、理事及び監事の選任へと移行した。執行部より役員選任規則第 6 条による選考により各支部から推薦された役員候補者および会長推薦役員の説明を求めたところ、候補者一覧を配布し説明した。

議長は、執行部よりの説明に対し質問を問うたが、質問がなく、拍手で承認された。

議長は、向井隆郎新会長より選任に関する発言が求められていることを述べ、その求めに応じた。向井隆郎新会長より、会長当選の御礼を述べるとともに、会長就任にあたって、今後人口がどんどん減少していく中で、外国人労働者の問題や、移民の問題、空き家対策の問題、またＩＴ技術が進歩するに従って生じる行政の効率化の問題、電子化の問題というのは私達の業務に直結している。そんな種々の問題が生じる中で行政書士会としてどのように対応していくかを考えていかなければ行かない、そのためには新執行部の安定的な運営はもちろんだが、それにも増して新事業を立ち上げることが大切であると考えている。現在ある研究会を更に複数増やし、より専門的で実務に直結した研修会を開催していきたい。また、行政書士の知名度を上げるために、SNS やその他の新媒体を利用し、いろいろな手段を使い「行政書士」の露出を増やしていきたい。もう一つは、行政官庁との関係強化を図りたい。石川県土木部管理課と、名古屋入国管理局金沢出張所と定期的な意見交換会を進めていき、会員がより業務をしやすい環境を整えていきたいと考えている。といった抱負が力強く述べられた。

第７号議案　平成 29 年度 日本行政書士会連合会総会、中部地方協議会総会 代議員選任について

日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会中部地方協議会の各総会代議員等の選任については、新会長に一任することを賛成多数で可決承認した。

第８号議案　その他

向井隆郎副会長より、名誉会長の選任について提案があった。内容は、平成 29 年度 30 年度名誉会長に、茅野勇平会員と宮川外茂次会員を提案するというものであった。議長は議場へ質問の有無を問うたところ、議場より質問は無かったため、議長はここで、質疑を打ち切り第８号議案につき議場に諮ったところ賛成多数で可決承認された。

議長は、これで全議案の審議が全て終了したことを議場に報告し、挨拶の後、議長団は退任した。

最後に、唐澤正副会長より閉会の辞が述べられた。

◎式典

定時総会に引き続き、功労者に対して会長表彰の授与式が挙行された。

○物故会員への黙祷

○会長式辞

○会長表彰受賞者

◇業務歴通算２０年以上

新保　康彦（七尾支部）

中野　導郎（金沢支部）

◇役員歴通算６年以上

中村　敏彦（輪島支部）

島崎　与志夫（七尾支部）

前川　仁恵（金沢支部）

森　眞一郎（金沢支部）

北村　國博（小松支部）

村井　年也（小松支部）

会長表彰授与者の皆様

○祝辞

石川県知事　谷本　正憲（石川県総務部次長　南井　浩昌　代読）

石川県議会議員顧問団　稲村　建男

総務省石川行政評価事務所所長　石井　正樹

日本行政書士会連合会中部地方協議会会長　富山県行政書士会会長　大塚　謙二

○その他来賓

・石川県総務部次長　南井　浩昌

・金沢公証人合同役場　坂本　順彦

・日本公認会計士協会北陸会石川県部会部会長　坂下　清司

・北陸税理士会石川支部連絡協議会副会長　川上　一夫

・石川県司法書士会副会長　津田　晃

・愛知県行政書士会副会長　鍋田　健治

・福井県行政書士会副会長　佐々木　直樹

来賓の皆様

○祝電披露

金沢市長　山野　之義

白山市長　山田　憲昭

日本行政書士会連合会会長　遠田　和夫

日本行政書士政治連盟会長　北山　孝次

金沢弁護士会会長　橋本　明夫

石川県社会保険労務士会会長　関戸　秀次

石川県土地家屋調査士会会長　丸田　三智雄

日本行政書士会連合会中部地方協議会会長　大塚　謙二

岐阜県行政書士会会長　大橋　一成

三重県行政書士会会長　紀平　昌人

福井県行政書士会会長　山下　寛

富山県行政書士会会長　大塚　謙二

一般財団法人建設業情報管理センター

ワイズ公共データシステム株式会社

財団法人行政書士試験研究センター

石川県総務部次長 南井浩昌氏 挨拶

○懇親会

式典終了後、来賓の方々多数ご出席のもと、懇親会が開催された。

懇親会

平成29・30年度 石川県行政書士会役員一覧表

会長 向井 隆郎　　名誉会長 茅野 勇平　宮川 外茂次

	金沢支部推薦	小松支部推薦	加賀支部推薦	七尾支部推薦	輪島支部推薦	会長推薦
副会長	濱田 隆弘（支部長） 永倉 幸司	村井 年也（ご逝去）		寺分 努		
理事	茅野 智勇 岩本美恵子 河越 俊雄 川本 剛生 小関 裕一 小山内俊平 宮田 貢 前川 仁恵 清水あゆみ 谷川 竜一 宮川 敏彦	近藤 守 武内 弘樹（支部長） 東海林 勝	吉田 義明（支部長）	古川 久次 高村 記子	大森千歌子（支部長） 中村 敏彦	森 眞一郎（金沢） 今村 和宏（金沢） 壁 眞利子（金沢）
監事	寺田 隆		谷口 勇一		唐澤 正	
綱紀委員	勝尾 太一	坂 外志雄	山下 岩雄	小林 光臣	濱田 博司	
選挙管理委員	上田 耕蔵	上田 克助	佐々木長正	島崎与志夫	坂下 春夫	

組織任務分担表(平成29・30年度)

	総務部	経理部	法規監察部
担当副会長	永倉 幸司（金沢）	寺分 努（七尾）	濱田 隆弘（金沢）
部長	宮川 敏彦（金沢）	今村 和宏（金沢）	前川 仁恵（金沢）
副部長	谷川 竜一（金沢）	小山内俊平（金沢）	武内 弘樹（小松）
理事部員	岩本美恵子（金沢） 小関 裕一（金沢） 東海林 勝（小松） 壁 眞利子（金沢）	大森千歌子（輪島） 清水あゆみ（金沢） 古川 久次（七尾） 吉田 義明（加賀）	大森千歌子（輪島） 小山内俊平（金沢） 川本 剛生（金沢） 古川 久次（七尾）
部員	木原奈緒美（金沢） 髙桑 雅俊（金沢）	能田真由美（金沢） 面 政裕（金沢）	西山 忠（金沢）

	広報部	業務指導部	社会貢献事業部
担当副会長	濱田 隆弘（金沢）	濱田 隆弘（金沢）	寺分 努（七尾）
部長	河越 俊雄（金沢）	茅野 智勇（金沢）	森 眞一郎（金沢）
副部長	小関 裕一（金沢）	宮田 貢（金沢）	宮田 貢（金沢）
理事部員	岩本美恵子（金沢） 高村 記子（七尾） 谷川 竜一（金沢） 中村 敏彦（輪島）	川本 剛生（金沢） 近藤 守（小松） 武内 弘樹（小松） 東海林 勝（小松） 壁 眞利子（金沢）	近藤 守（小松） 高村 記子（七尾） 中村 敏彦（輪島） 清水あゆみ（金沢） 吉田 義明（加賀）
部員	菅原 純平（金沢） 西海 雅規（金沢） 吉田 美緒（小松）	山田 英浩（金沢） 吉田 美緒（小松） 髙桑 雅俊（金沢）	山田 英浩（金沢） 西海 雅規（金沢） 木原奈緒美（金沢）

委員会任務分担表(平成29・30年度)

	行政書士試験対策委員会	苦情相談対策特別委員会	綱紀委員会	選挙管理委員会
委員長	宮川外茂次（金沢）	永倉　幸司（金沢）	勝尾　太一（金沢）	上田　耕蔵（金沢）
委　員	濱田　隆弘（金沢） 茅野　智勇（金沢） 谷川　竜一（金沢） 宮田　　貢（金沢） 壁　眞利子（金沢）	濱田　隆弘（金沢） 茅野　勇平（金沢） 寺分　　努（七尾）	坂　外志雄（小松） 小林　光臣（七尾） 濱田　博司（輪島） 山下　岩雄（加賀）	上田　克助（小松） 島崎与志夫（七尾） 坂下　春夫（輪島） 佐々木長正（加賀）

	申請取次行政書士管理委員会	情報政策（ICT）特別委員会	官民業務受託調査特別委員会	特定行政書士研修・考査実施対策委員会
委員長	濱田　隆弘（金沢）	谷川　竜一（金沢）	寺分　　努（七尾）	宮川外茂次（金沢）
委　員	宮田　　貢（金沢） 片山　義宏（金沢） 菅原　純平（金沢） 永倉　幸司（金沢）	小関　裕一（金沢） 茅野　智勇（金沢） 岩本美恵子（金沢）	森　眞一郎（金沢） 茅野　智勇（金沢） 今村　和宏（金沢） 武内　弘樹（小松）	藤井　國穂（金沢） 武田　寿夫（金沢） 茅野　勇平（金沢） 谷川　竜一（金沢）

新聞報道されました

新会長に向井氏
県行政書士会

石川県行政書士会の定時総会は26日、金沢市の金沢東急ホテルで開かれ、役員改選で新会長に向井隆郎氏を選んだ。

副会長には濱田隆弘、永倉幸司、寺分努、村井年也の4氏が就任した。いずれも任期は2年間となる。活動の充実を図り、新たな業務研究会を設立するなどの今年度事業計画案を承認した。記念式典では、通算20年以上の会員らを表彰した。表彰を受けたのは次の皆さん。

▽業務歴通算20年以上　新保康彦、中野導郎▽役員歴通算6年以上　中村敏彦、島崎与志夫、前川仁恵、森眞一郎、北村國博、村井年也

提供 北國新聞 平成29年5月27日

毎月の無料相談会 利用を呼び掛け
県行政書士会長が来社

石川県行政書士会の向井隆郎会長＝写真中央＝は15日、新任あいさつで北國新聞社を訪れ、「毎月県内9カ所で開催している無料相談会の利用を呼び掛けていきたい」と意欲を語った。

今年度から、専門分野ごとに研修会を開催している「業務研究会」を新たに3部門増やし、会員の能力向上を図る。濱田隆弘、寺分努両副会長が同行した。

提供 北國新聞 平成29年6月16日

問題解決サポート
県行政書士会PR
新役員が本社来訪

県行政書士会の新役員が十五日、新任あいさつで金沢市の中日新聞北陸本社を訪れた。向井隆郎会長は「社会の変化が速くなる中、さまざまな制度改正に伴うサポートをしていきたい。問題解決の窓口にしてもらえたら」と抱負を述べた。

浜田隆弘、寺分努の両副会長が同行した。五月二十六日の総会で選ばれ、任期は二年。仕事は多岐にわたり、近年は遺言や相続の相談が増えている。成年後見は、同会が支援する「コスモス成年後見サポートセンター県支部」で知識と経験豊かな行政書士が対応する。

無料相談会を金沢市役所など県内各地で毎月開くほか、外国人向けに在留資格などの手続きの相談も県国際交流協会で受け付けている。要予約。㊐県行政書士会076（268）9555。（押川恵理子）

新任あいさつに訪れた（左から）県行政書士会の浜田隆弘副会長、向井隆郎会長、寺分努副会長＝中日新聞北陸本社で

提供 北陸中日新聞 平成29年6月17日

行政書士の役割を強調
向井石川県会長ら本紙で抱負

石川県行政書士会の向井隆郎会長以下、新執行部の3人が15日、金沢市の北陸工業新聞社を訪問し、行政書士の役割や今後の抱負などを語った。

この中で、向井会長は行政書士の役割について「市民にとって一番身近な法律家。どこに相談していいかわからない場合はまず行政書士を訪ねてほしい。お話をうかがった上で弁護士など他の専門家に振り分けられる。最初のワンストップ窓口としてご活用いただきたい」と述べた。向井会長と寺分努副会長、濱田隆弘副会長がいずれも40代と昨年までの執行部に比べて大幅に若返ったことに触れ、「最近は制度の変化が早くなっている。迅速な情報提供など、機動力を生かして対応したい」と意欲をみせた。

（写真は左から寺分副会長、向井会長、濱田副会長）

提供 建設工業新聞 平成29年6月16日

平成29年度 日行連定時総会報告

石川県行政書士会　副会長　濱田　隆弘

平成 29 年度日本行政書士会連合会定時総会が、平成 29 年 6 月 22 日（木）23 日（金）に、東京都港区白金台のシェラトン都ホテル東京にて開催された。

当会からは、向井隆郎会長（代議員）、永倉幸司副会長（代議員）、宮川外茂次名誉会長（オブザーバー）、濱田隆弘副会長（オブザーバー）、寺分努副会長（オブザーバー）、宮川敏彦総務部長（オブザーバー）、谷川竜一総務部副部長（オブザーバー）が出席した。

総会に先立ち総務大臣表彰が挙行され、本会からは河越俊雄会員（広報部長・金沢支部）が表彰された。

定時総会の質問は全 57 本におよび、行政書士業務全般に及ぶ質問があったが、なかでも OSS や丁種封印制度など自動車業務に関する質問が 4 本あった。

審議の結果、執行部の提案した全ての議案は、可決承認された。

また、本年度は、役員の任期満了に伴う会長選挙が行われた。佐賀県行政書士会所属の遠田和夫氏（日行連会長）、東京都行政書士会所属の常住豊氏（日行連副会長）の 2 氏による選挙になり、遠田和夫氏が日行連会長として再選された。これに伴い日行連の新役員も発表され、当会から向井隆郎会長が理事として就任した。

平成29年度　日行連中部地方協議会定時総会報告

石川県行政書士会　副会長　永倉　幸司

平成 29 年 6 月 9 日（金）午後 3 時 30 分より、富山第一ホテルにおいて平成 29 年度日行連中部地方協議会総会が開催された。議案はすべて賛成多数により承認可決された。新役員は会長に若林三知三重会会長が選任された。

総会の後、意見交換会が開催され、法定相続情報証明制度、OSS 共同運用システムの利用申請状況、甲種受託者との間で締結した出張封印取付作業代行実施契約に基づくナンバー交換作業、行政書士による丁種封印受託について、各単位会での現状報告についての意見が交わされた。

当総会に当会から、茅野勇平名誉会長、向井隆郎会長、濱田隆弘副会長、永倉幸司副会長、宮川敏彦総務部長、谷川竜一総務部副部長が出席した。

平成29年度　日政連定期大会報告

石川県行政書士政治連盟　副会長　濱田　隆弘

第 37 回日本行政書士政治連盟定期大会が、平成 29 年 6 月 23 日（金）に、東京都港区白金台のシェラトン都ホテル東京にて開催された。

事前に提出された質問は 10 件あり、執行部の答弁の後、再質問も行われたが審議は進行し、執行部から提案のあった、第 1 号議案　平成 28 年度運動経過報告について、第 2 号議案　平成 28 年度決算報告について（監査報告）、第 3 号議案　平成 29 年度運動方針（案）について、第 4 号議案　平成 29 年度予算（案）についてはいずれも賛成多数で可決承認された。

なお、主要推進事項として以下の 10 項目が承認された。1. 法改正の推進、2. 行政書士制度の基盤強化と行政書士の社会的使命の遂行、3. 規制緩和並びに新たに作られていく制度への対応、4. 各党議連との連携強化、5. 国政並びに各地方自治体選挙への対応、6. 組織の実効的運営と財政基盤の強化、7. 各支部、各地区活動の強化と活性化、8. 行政書士国会議員懇話会の設置、9. 国会議員、地方自治体（行政書士会員）議員との積極的交流、10. 日行連との連携・協力による政策推進。

第 5 号議案では、任期満了に伴う役員の選任が行われた。石川県支部からは、濱田隆弘会員が幹事に選任された。引き続き、新執行部体制について、第 5 号議案で選任された新役員が、別室にて第 2 回幹事会を開催し、採決の結果、新会長に山下寛氏（福井県支部）を選任したほか、定期大会後の第 3 回幹事会において、副会長・幹事長等の新たな執行部人事が承認された。

平成29年度 第3回理事会支部長会合同会報告

広報部長　河越　俊雄

平成 29 年 7 月 29 日（土）午後 1 時 30 分、石川県地場産業振興センター新館第 13 研修室において、平成 29 年度第 3 回理事会支部長会合同会が開催されました。会議に先立ち、去る 7 月 26 日、交通事故により亡くなられました村井年也副会長に哀悼の意を表し、黙祷が捧げられました。向井会長の挨拶の後、下記事項について、報告及び審議されました。

なお、会議の間において、河越俊雄氏に、総務大臣表彰が授与されました。

報告事項

1．各部・各委員会・各支部　実施事業報告
2．中地協総会報告
3．日行連総会報告
4．その他

以上各担当者から報告がありました。

審議事項

1．各部・各委員会・各支部　平成 29 年度事業計画

総務部、経理部、法規監察部、広報部、業務指導部、社会貢献事業部、
綱紀委員会、申請取次行政書士管理委員会、行政書士試験対策委員会、
選挙管理委員会、特定行政書士研修・考査実施対策委員会
ICT 特別委員会、苦情相談対策特別委員会、官民業務受託調査特別委員会
金沢支部、小松支部、七尾支部、輪島支部、加賀支部

2　その他（七尾支部よりの要望について）

以上、質疑の後、慎重審議の結果、原案通り可決承認されました。

平成29年度 各部・委員会事業計画

□総務部

①会議の開催

総務部会、理事会、支部長会、部長会の開催

平成 30 年度定時総会（平成 30 年 5 月 25 日、ホテル日航金沢）の開催

②セミナー等の実施

会員のための業務及び事務所相談会の実施

行政書士開業セミナーの実施

□経理部会

①経理部会及び経理審査の実施

②過年度未納者への対応

□法規監察部

①非行政書士排除活動

県内市町農業委員会に対し行政書士法の遵守、窓口規制を徹底

②会員に対する法令遵守の指導

会員に対し行政書士法遵守等コンプライアンス研修の実施

③職務上請求書の適正使用の指導及び研修

④関係官庁との関係強化

⑤監察活動の各支部との連携強化

⑥会則等法規集の整備

□広報部

①会報いしかわの発行 (年２回)

②行政書士広報月間における広報活動

市町広報誌掲載依頼

北國新聞、北陸中日新聞への広告掲載及びテレビＣＭ

パブリシティ (無料の記事掲載報道、テレビ番組への出演等) の活用

③行政書士制度のＰＲ事業

北國新聞への広告掲載（平成 30 年２月）

ＳＮＳの活用(フェイスブック、ＹＤＮ広告等)

□業務指導部

①業務指導部会の実施

②業務研修会の開催

③専門業務研究会の指導及び監督

既設研究会　　建設・産廃等業務研究会、国際業務研究会

新設研究会　　家族法研究会、農地・国土開発研究会、中小企業支援研究会、民事法務研究会

④日行連中央研修所主催研修会、中地協主催研修会等の参加

⑤業務関係団体主催研修会への派遣及び連携

⑥業務関係官庁への要望及び関係強化

⑦各種専門業務手続への積極的対応

ＯＳＳ対応、出張封印手続実施者対応、石川県土木部監理課との実務者協議

⑧大学等との連携強化及び講座の開催

⑨家事手続に関する調査

⑩研修部 (仮称) 創設に関する調査

⑪封印管理委員会 (仮称) 創設に関する調査

□社会貢献事業部

①社会貢献事業部会の開催
②無料相談会の実施及び管理
③防災協定関係事業の実施
　県民一斉防災訓練、平成 29 年度石川県防災総合訓練への参加
④成年後見活動支援事業の実施
⑤法教育事業の実施
　門前高等学校との法教育開催等
⑥空き家対策事業の実施
⑦その他の事業
　入管シンポジウム (仮称) 開催に向けた調査

□行政書士試験対策委員会

①委員会の開催、試験監督員等の募集、監督員等への試験説明会の実施
②行政書士試験の開催　平成 29 年 11 月 12 日　金沢医療技術専門学校

□特定行政書士研修・考査実施対策委員会

①特定行政書士法定研修　受講応募状況　３名　(新規２名、再研修受講１名)
②法定研修（7 月 15 日、8 月 19 日、9 月 2 日、9 月 16 日）
③特定行政書士考査検討会　9 月 23 日
④考査　10 月 23 日　地場産業振興センター

□ ICT 特別委員会

①会員の部屋の管理・運営、ドメインの更新
②ＦＡＸ会員からメール会員への移行促進

□官民業務受託調査特別委員会

①空き家等対策事業の調査及び研究
②石川運輸支局登録部門相談窓口における相談業務の受託・運営等
③経営事項審査業務の受託に向けた調査及び研究
④その他　行政事務を受託する場合の業務範囲についての調査及び研究

部長就任の挨拶

総務部長　宮川　敏彦

このたび、総務部長という重責を仰せつかりました宮川敏彦です。

総務部員としては歴々の総務部長のもと６年間経験をしておりましたが、まさか自分がその部長という立場を仰せつかるとは夢にも思っておりませんでした。私のような若輩者に、大変責任ある役職を任命いただき、おおいに不安を感じております。とはいえ、就任したからには、微力ではございますが全力で職務に取り組む所存でございます。

総務の職務を行う上で、いかに会員のためになるか、また、いかに他士業や他団体と連携をはかれるか、事務局の仕事がいかにやりやすくなるかなどを常に考えながら励みたいと考えております。また、技術革新がどんどん進んでおります。効率の良い会務運営の構築を進めてまいりたいと思います。

つきましては、会員の皆様には、多大なご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

経理部長　今村　和宏

この度、経理部長に就任いたしました金沢支部の今村です。

誠に非力の身に重すぎる責務ではございますが、一意専心、全力を尽して、会員の皆様の利便に資するよう努めて参ります。

私の持っていた本会の部長像とは、登録時の伝達式で、当時の総務部長がおっしゃったものです。「解らないことがあったら遠慮なく私でも他の部長にでもどんどん聞けばいい。本会の部長を引き受けた者は皆同じ考えで部長職を受けているから。」というものです。

その時、本当にありがたく思い、頼りになる存在と感じました。そして歴代の部長の方々に多くのことを教えていただきました。

私にはそこまでの実力はありませんが、会員の皆様のために出来ることを全力で取り組みたいと考えております。

経理部長として、歴代経理部同様に本会活動の活発な活動を支える健全かつ明朗な経理に心がけ、会費納入の促進、予算執行状況の把握、不正経理の監視等に努めてまいります。

今後とも会員の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

広報部長　河越　俊雄

この度、広報部長に就任することになりました河越です。前期に引き続いての広報部長となりますが、気持ちを新たに頑張りたいと思います。

さて、行政書士の広報活動を考えたとき、従来は、新聞広告、テレビ CM、パブリシティなどの広報活動を通じて行政書士の認知を高める努力をして参りました。しかしこれらの広報活動は、どうしても一発花火となり、継続して行政書士を PR することが必要となります。広報のやり方も時代とともに変わってきていますが、広報部では今年度よりイノベーション課を創設し、SNS を中心とした広報活動にも力を注いでいきます。現在、フェイスブックの開設、YDN 広告（ヤフーのバナー広告）、無料相談会用のパンフレットの作成、ラインスタンプなどを考えております。また、ゆるキャラ「ユキマサくん」はとてもかわいらしく、このキャラクターを

使いながら、行政書士をより身近に感じられるような広報活動をしたいと思います。
多くの方々にこれまで以上に行政書士のことを知ってもらい、悩みがあれば、まず行政書士に相談することが頭に浮かぶようにすることが大切です。そのためにも、受け皿を整え、必要に応じ他士業も含めたネットワークづくりが必要となります。
広報部の活動に対し、会員皆さんのご意見ご要望をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

法規監察部長　前川　仁恵

この度、法規監察部長に就任しました前川仁恵です。平成 29 年度から 2 年間法規監察部長として石川県行政書士会の組織の一部を担っていくという事は、責任が重大ではございますが、一つ一つの活動を粛々と進めて参りたい所存です。
法規監察部の基本方針につきましては、平成 29 年度総会の議案書にも記載しておりますが、①非行政書士排除活動 ②会員に対する法令遵守の指導 ③職務上請求書の適正使用の指導や研修 ④関係官庁との関係強化等々があります。
私が今年度重点を置きたいものは、次の３つです。
①非行政書士排除活動 … 平成 28 年度に引き続き、県内農業委員会へ訪問し行政書士法順守及び窓口規制を徹底
②会員に対する法令遵守指導 … 研修や広報活動等で指導徹底していく予定
③職務上請求書の適正使用 … 新規登録者への適正使用の指導及び、会員への使用済職務上確認の際の不適切な使用会員への指導等
これらの活動により、行政書士の職務拡大及び行政書士としての使命（行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する）を果たしていくための倫理を会員の皆様と共に徹底していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

業務指導部長　茅野　智勇

前期に引き続き業務指導部長を拝命いたしました、茅野智勇と申します。会員の皆様の業務改善を始め、石川県行政書士会の発展と向井新会長を支えるべく、一生懸命努めさせていただく所存であります。
さて、業務指導部は、①専門的業務の改善に関する企画、立案、②専門的講習会及び研修会の開催、③専門的業務等委員会の指導及び連絡、④会員の専門的業務指導及び研修資料の作成、以上の４つの事項に関して業務を行います。要は、本会会員が行政書士として食べていくための、稼げる行政書士になるために必要な専門的業務（メシのタネ）について、情報を収集し、会員の皆様に周知を行い、更なる改善を図る部門であります。
今年度現在において、注目される各種業務に関する情報としては以下のものがあります。
・丁種、丙種受託者に行政書士会が？！（自動車関連）
・ＯＳＳ　石川県での稼働は平成３１年度から？！（自動車関連）
・法定相続情報証明制度がスタート（相続遺言）
・経営業務の管理責任者の要件改正（建設業）
・産業廃棄物収集運搬業　様式改訂１０月から（産廃）
・金沢大学　留学生の国内就職５割以上を目標設定（在留資格）
業務指導部ではこれらのジャンルを含め、各種業務に関する情報を収集し、タイムリーに周知

を行い、必要に応じて研修会を開催したいと存じます。
また、今年度は関係官庁との連携強化や、業務研究会の新設、本会業務提携先との研修会の開催などについても、しっかりと取り組む予定であります。
ついては、業務指導部の活動に関しまして、会員の皆様のご理解とご協力並びにご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

社会貢献事業部長　森　眞一郎

この度、社会貢献事業部長に任命されました新人部長の森眞一郎といいます。部長としてはまだまだ微力ですが職責を全うするため日々、頑張っていきますので、どうぞ宜しくお願い致します。
先ず行政書士業務における社会貢献の果たす役割は年々とても大きくなり、かつ重要な意味を持つようになりました。
そして私は行政書士における社会貢献とはボランティアを意味するものではないと考えています。
活動自体はあくまでも社会に広く貢献し、すぐ仕事に繋がるような営利を追求するような活動はしていませんが、それはあくまでも行政書士としての地位の向上、認知度のアップ、が目的であり、そして結果的に付随的にそれが業務に繋がっていく。
いわゆる社会貢献というひとつの切り口だと考えています。
実際に成年後見活動を例えれば、今まで行政書士が関与することが無かった家庭裁判所や地域包括支援センター、社会福祉協議会、各市町の福祉担当課等との関係が構築でき、今まで行政書士のことをよく知らなかった方々が「行政書士さんはこんな事ができるんだ。」、「なんでも身近に相談しやすい。」などの声を多く聞くようになり、実際に相談から仕事に繋がった事例もありました。
まだまだ部長に就任したばかりでこれからの活動において至らぬ点が多々あるかと思いますが、部員一同、「スピード＆チャレンジ」の精神で社会貢献活動にスピードをもって新しい活動に向け果敢にチャレンジしていき行政書士の地位向上に努めていきますので、会員の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い致します。

【主な活動予定】
□無料相談会活動　「相談件数の増加に繋げる手法を検討し実施します。」
□防災協定活動　「防災活動を通じて行政書士の社会的役割を果たします。」
□成年後見活動支援　「（一社）コスモス成年後見サポートセンター石川県支部への活動支援をします。」
□法教育活動　「学生等に対する法教育を実施し行政書士による法的意義の普及促進を図ります。」
□空き家対策事業　「行政書士が担うことができる活動の調査研究をします。」
□渉外業務における関係機関との強化活動
「産学官連携を視野にいれた渉外シンポジウム等の開催に向けた調査・準備をします。」

金沢支部報告

金沢支部 支部長　濱田　隆弘

平成 29 年度金沢支部定時総会において支部長に就任いたしました濱田隆弘です。

日頃は、会員の皆様方には、金沢支部の活動に多大なるご理解及びご協力を賜り、誠にありがとうございます。

私は、これまで石川県行政書士会金沢支部の理事、部長さらには副支部長として支部運営に携わってきた経験を活かし、全力で石川県行政書士会金沢支部の発展に尽くして参りたいと思います。

引き続き、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成 29 年 5 月 12 日（金）、ANA ホリデイ・イン金沢スカイにて行われました平成 29 年度金沢支部定時総会において、すべての議案が滞りなく可決承認されました。早速、新たな役員体制で事業活動を開始致しております。

行政書士を取り巻く環境は厳しいと言われておりますが、私が開業した 13 年前にも同じように言われておりましたし、また今後も言われ続けていくのではないでしょうか。しかし、すでに過ぎ去った時間は戻せませんが、意識を変えれば未来については、自分次第で変えていくことはできるはずです。

金沢支部としましては、支部会員皆様が充実した行政書士人生を送れるようにお手伝いする役割があるのではないかと思い、私は覚悟を持って支部長をお引き受け致しました。

行政書士は起業家であり、経営者であります。求める規模は会員それぞれですが、事務所経営を安定させていかなければなりません。

自信を持っていない行政書士に相談はきません。誇りを持ってない行政書士に良い仕事はできません。

少なくとも自信と誇りを持って業務に取り組む事ができれば行政書士として充実し、事務所経営の安定につながっていくのではないかと考えております。

支部事業を通じて、自信や誇りを持っていただくきっかけを提供できれば幸いです。

研修会の実施により、行政書士力の向上を図り、街頭無料相談会で県民・市民に行政書士制度を広く知っていただき、市役所や町役場内での無料相談会で県民・市民、そして自治体からも信頼を得ていくことを、地道に繰り返し続けていく事が大切だと思います。

これまで、金沢市役所内、白山市役所内、野々市市役所内、内灘町役場内、石川県繊維会館内の５か所での月例無料相談会を実施してまいりましたが、今年度からさらに津幡町役場内での相談会が実施されております。金沢支部管轄内の自治体では、かほく市役所内を残すのみとなっております。かほく市役所内での実施実現に向けて前進させたいと考えております。

広報月間での街頭での無料相談会ですが、2 日間 4 会場で行ってまいりましたが、今年度はさらに内灘町内での実施も

検討しております。

ただ増設に伴い、運営負担も考慮しなければならないため、効率化と相談員の資質向上も同時に図る必要がございますので、効果的な広報活動と効果的な研修会の実施に取り組みます。

すべての相談員は公募制となっており、改めて募集を行いますので、是非とも多くの会員の皆様のお申込みとご参加をお待ち申し上げております。

業務の資質向上を図ることはもちろんですが、本会と少し違った角度からの資質向上を狙った、例えば、相談業務に関して、傾聴技法をプロから学ぶなどの研修会を実施致します。

すべての業務に活用でき、行政書士力アップにつながるものと思っております。

また、支部は本会と異なり、支部規則第３条に「支部会員の親睦増進を図る」と記載がございます。

年に２回程度、懇親会を実施し、情報交換を行う事を通じて会員相互の親睦を図り、明日からの業務につなげてもらいたいと思います。必ず助けてくれる仲間がおります。同じような悩みをかかえた新人からベテランまで一堂に揃う場面は多くありませんので、是非ともたくさんのご参加をお待ち申し上げております。

さらに、会報誌「支部だより KANAZAWA」の発行を通じて、支部会員の皆様へ情報提供を行うとともに、会員相互の繋がりを強くしていきたいと考えておりますので、取材依頼があれば、ご協力の程お願い申し上げます。

一部の会員だけではなく、できるだけ多くの会員に支部活動に参加をいただく事で行政書士力をみんなで押し上げたいと思います。時間がかかるかもしれませんが、必ず行政書士業界の発展につながり、さらには会員それぞれの事務所の繁栄につながるものと強く確信致します。

自信と誇りを持った会員一人一人の力で「行政書士」を世に知らしめようではありませんか！

平成29･30年度石川県行政書士会金沢支部
役員組織任務分担

役　職		氏　名
支 部 長		濱田　隆弘
副支部長		茅野　智勇
総　務　部	部長	谷川　竜一
総　務　部		壁　眞利子
総　務　部		木原 奈緒美
業務指導部	部長	今村　和宏
業務指導部		寺越　和生
業務指導部		西本　泰輔
広　報　部	部長	能田 真由美
広　報　部		西海　雅規
企　画　部	部長	小山内 俊平
企　画　部		山田　英浩
企　画　部		面　政裕
法　務　部	部長	宮田　貢
監　事		永倉　幸司
監　事		寺田　隆

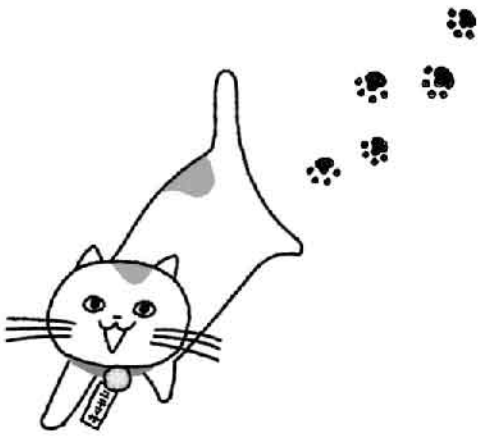

小松支部報告

小松支部長　武内　弘樹

日頃から、小松支部活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、小松支部活動ですが、4 月 21 日に山代温泉「山下家」にて、平成 29 年度小松支部定時総会が開催されました。平成 28 年度事業報告及び決算報告、平成 29 年度事業計画及び予算の議案が承認可決されました。また、本年度は 29 年度、30 年度の役員の改選年度でありましたが、こちらも原案通り承認可決されました。

総会後は懇親会も開催され、20 名の会員が出席され、久しぶりの温泉での開催でありましたので、12 名が宿泊されました。温泉で宿泊することによって、会員同士の相互理解がより深め合うことができました。

今年度の予定ですが、6 月 21 日に役員会を開き、総会での意見、要望をくみ取り、事業計画を立案いたしました。8 月下旬と 11 月に研修会を実施し、皆様の業務に少しでも役立てられればと考えております。

広報月間では、新聞折込を実施します。新聞折込は効果が期待できるため、去年よりも配布部数を増やすことで、より広範囲の地域に配布する予定です。新聞折込を実施することで、会員の皆様の認知度に少しでも貢献できればと考えております。

また、役所等の申請窓口を訪問することで、担当者との良好な関係を築き、皆様の業務が円滑に行えるように活動していきます。

最後になりましたが、皆様の今後一層のご活躍を心からご祈念申し上げますとともに、小松支部のさらなる発展のために、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【平成29年度 30年度支部役員】

支 部 長	武内	弘樹
副支部長	村井	年也（ご逝去）
会計幹事	西川	克司
幹　　事	竹田	朋匡
幹　　事	東海林	勝
幹　　事	吉田	美緒
幹　　事	田中	一生
監　　事	山崎	豊

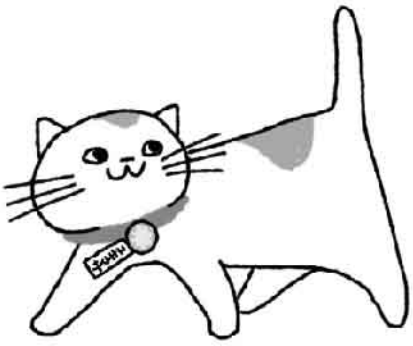

七尾支部報告

七尾支部長　端井　義之

今期も引き続き七尾支部長を務めさせていただくことになりました。今後とも会員の皆様のご指導ご支援をいただき、私なりに精一杯務めさせていただきますので何卒よろしくお願い申し上げます。日頃は当支部事業活動に多大なご理解とご協力をいただいていることに対し、心から感謝申し上げます。

さて、平成 29 年度七尾支部総会は、平成 29 年 5 月 15 日七尾市石崎町ホテルのと楽において本人出席 13 名及び委任状提出者 19 名で開催されました。来賓として本会より向井隆郎次期会長のご臨席を賜り、祝辞を頂戴した。

議事については、先ず平成 28 年度事業報告・決算報告がなされ、小林監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承認可決された。次に平成 29 年度事業計画及び予算案の提案説明があり、それぞれ原案のとおり全会一致で可決承認された。続いて、支部役員改選と支部選出の本会役員・委員の推薦が行なわれ、下記のとおり選出された。総会終了後一泊の懇親会が開催され、大いに盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることができた。

平成29・30年度 七尾支部役員

支 部 長	端井　義之
副支部長	古川　久次
会計幹事	磯部由美子
幹　　事	太 田　勉
幹　　事	寺 分　努
幹　　事	高村　記子
監　　事	小林　光臣
監　　事	島崎与志夫

平成29・30年度本会役員・委員会委員
（支部推薦）

副 会 長	寺 分　努
理　　事	古川　久次
理　　事	高村　記子
綱紀委員	小林　光臣
選挙管理委員	島崎与志夫

輪島支部報告

輪島支部長　大森 千歌子

平成 29 年度輪島支部定時総会を平成 29 年 4 月 14 日（金）穴水町国民保養センター「キャッスル真名井」において開催いたしました。

本会から永倉幸司総務部長のご臨席をいただき、本会の現状などを交えての祝辞を頂戴いたしました。

総会の議長に、根畑眞一会員を選出し、議案審議に入りました。

平成 28 年度事業報告並びに平成 28 年度収支決算報告がなされた後、監査報告となりましたが、今井善弘監事都合により欠席のため、谷内廣幹事より今井監事からの監査報告が朗読され、原案どおり承認可決されました。

次に、平成 29 年度事業計画（案）並びに平成 29 年度収支予算（案）について提案理由の説明があり、いずれも原案どおり承認、可決されました。

その他、10 月に実施される行政書士広報月間における無料相談会における会場、日程について並びに相談員の選任についても協議し、決定されました。

平成 29 年度輪島支部事業計画は、次のとおりです。

○定時総会　　開催日　　平成 29 年 4 月 14 日（金）
　　場　所　　穴水町　国民保養センター「キャッスル真名井」
○研修会　　開催日　　平成 29 年秋（月日は未定）
　　七尾支部と合同研修
○行政書士広報月間行事無料相談会
　　開催日　　平成 29 年 10 月 1 日（日）10：00 ～ 16：00
　　場　所　　輪島ショッピングセンター・ファミイ
○役員会　　広報月間の取り組みについて（9 月）
　　広報月間の行事の結果について（11 月）
　　平成 29 年度のまとめ、平成 30 年度総会について（3 月）
　　その他

今回は、総会の前に唐澤正会員による「法定相続情報証明制度について」の研修会を実施いたしました。

総会終了後の懇親会では、来賓の永倉幸司総務部長を囲んで、日頃の活動での問題点など話が弾み、良い研修の場となり、会員相互の親睦もより深まったと感じました。

役員一同は、支部の皆様のご意見、ご指導を頂きながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

奥能登は、7 月からはキリコ祭りが各地で開催されます。元気な奥能登へ他支部の行政書士の皆様もぜひお出かけくださいますようお待ちいたしております。

加賀支部報告

加賀支部長　吉田　義明

今年度から加賀支部の運営を担当することになりました。

加賀支部は登録会員 18 名の小粒な支部ですが、皆さん地域の中で市民と密着した仕事をしておられます。

この 2 年間は支部としての活動があまり活発ではありませんでしたが、今後は支部会員への適切な支援ができるような支部活動をしていきたいと思っております。また、本会とのパイプ役としての役目も心掛けたいと思っております。

経験不足ではありますが、精いっぱい努力したいと思っておりますのでご指導のほどよろしくお願いいたします。

会員事務所訪問

行政書士濱田隆弘事務所

事務所：
石川県金沢市畝田東三丁目 516 番地

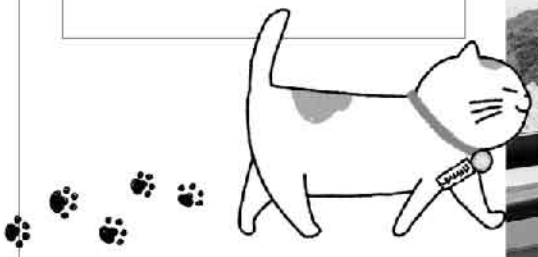

今回は 7 月 10 日に引っ越したばかりの濱田先生の事務所を訪問しました。

広報部： 新しい事務所のこだわりポイントはどこですか？

濱　田： 金庫室を設けたところです。今までも金庫を使っていましたが、今回は金庫室全体をセキュリティールームにし、より顧客の情報保護に努めています。
またクライアントと面接する部屋を執務室と分離させ、面談内容がスタッフに聞こえないようにすることでクライアントが話しやすい雰囲気になるようにしました。

広報部： 現在、スタッフは何人いらっしゃるのですか？

濱　田： 現在 6 人います。

広報部： スタッフが増えて変わったことは何ですか？

濱　田： 仕事と作業を分ける事で、自分が本当に時間を割きたい仕事に注力できるようになりました。例えば、郵便局や銀行へ行ってもらったり、ファイル整理などの作業でいかに時間がとられていたかよくわかりました。

広報部： 仕事の進め方、時間の使い方で工夫していることはありますか？

濱　田： 早朝は電話などにも中断させられることが無いので、朝食前後にメール対応、書類作成や打ち合わせの準備を済ませています。日中はクライアントとの面談や役所へ出向き打ち合わせをしていますが、18 時には翌日、朝一で業務に取り掛かれるように準備をし、19 時頃には業務を終わるようにしています。

広報部： その後はどんな風に過ごされているのですか？

濱　田： 自宅で読書や勉強の時間にあてて、23 時ごろには寝るようにしています。

広報部： 朝も早いですしね。ストレスが溜まったらどんな風に解消していますか？

濱　田： 旅行に行くなどの一瞬の解放感を味わっています。あとは、仕事で解消することもあります。仕事をすれば確実にその案件は終わっていくので。

広報部： 確かにそうですね。新しい事務所に移って、今後の抱負を聞かせてください。

濱　田： 売り上げが下がったらやめようという意識で開業しました。その意識は今も持ち続けています。ただ、最初は、家賃の支払いにも困るほどのスタートでした。
私は、行政書士業務に誇りを持ってやっています。自信を持って業務を行う行政書士にクライアントは仕事を依頼したいと思うでしょう。今までは仕事の量を求めてがむしゃらにやってきましたが、今後は効率や質を求めていきたいです。

広報部： 私たちから見ても、身近に目標となるような行政書士がいることはとてもやる気と勇気をもらえます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

茅野勇平先生旭日小綬章を祝う会

平成 29 年 3 月 20 日（月・祝）、ホテル日航金沢 4 階鶴の間において、茅野勇平先生の旭日小綬章受章を祝う会が盛大に開催されました。

発起人代表の当会顧問であり石川県議会議員の稲村建男先生、金沢市議会議員の安達前先生、当会の宮川外茂次名誉会長の呼びかけにより実現いたしました。

祝う会には、ご親族の皆様、ご友人、取引先の企業様、他士業の先生方、他単位会の行政書士の先生方及び当会の会員各位をはじめ大勢の方々が参加され、受章の喜びを分かち合いました。

最初にご祝儀として、主計・西芸妓連による素囃子「寿三番叟」が披露され、開会の辞、受賞者プロフィール紹介、発起人代表挨拶、ご来賓からのご祝辞と続き、茅野勇平先生への花束贈呈が行われました。

受賞者謝辞では、これまでを振り返り「その時、その時を全力で頑張ってきた。」「感謝、感謝、感謝の気持ちしかない。」との言葉が印象的でありました。

鏡開きの後、乾杯が行われ、歓談中は、主計・西芸妓連による祝舞「金沢風雅」、西太鼓保存会による祝い太鼓が披露され、祝い締め、閉会の辞となりました。

茅野勇平先生は、昭和 57 年 4 月に行政書士事務所を開業し、当会の役職を歴任され、会長職は 5 期 10 年間務められました。また、日本行政書士会連合会の役職も歴任され、副会長を 1 期 2 年間務められました。この度の受章は、これまでの行政書士の地位向上と行政書士制度の発展に尽力された多大なる功績が評価されたもので、当会にとっても大きな喜びであり、誇りであります。

この名誉あるご慶事を心からお祝い申し上げるとともに、茅野勇平先生の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

以下、式次第

ご祝儀	主計・西 芸妓連
開会の辞	石川県行政書士会 副会長　向井　隆郎
受章者プロフィール紹介	
	石川県行政書士会 名誉会長　宮川　外茂次
発起人代表挨拶	
	石川県行政書士会顧問・石川県議会議員　稲村　建男
ご来賓ご祝辞	石川県知事　谷本　正憲
	前文部科学大臣 衆議院議員　馳　浩
	日本行政書士会連合会 会長　遠田　和夫
花束贈呈	受章者ご令孫　茅野　仁乃助
受章者謝辞	茅野　勇平
乾杯	金沢市議会議員　安達　前
祝舞	総踊り「金沢風雅」主計・西 芸妓連
祝宴・ご歓談	
お祝いのことば	
祝電披露	
祝い太鼓	「とき」「夢・翔ける」西太鼓保存会
祝い締め	石川県行政書士会 副会長　榊　喜弘
閉会の辞	石川県行政書士会 総務部長　永倉　幸司

研修会の開催について

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部　研修部　山田　英浩

平成 29 年 6 月 28 日（水）に金沢市ものづくり会館にて最近入会された第２期会員向けに研修会を開催致しました。

第 2 期会員向けにもかかわらず、第１期会員の方々の参加も多数（６名）あり、計 16 名の会員が参加されました。

研修会は２部構成で行われ、第１部では「家庭裁判所事務報告書の提出」の題目で私山田が講師を務めさせていただきました。

また、第２部では「コスモス業務管理報告書の提出」の題目で濱田隆弘会員が講師を務められました。

第１部では後見人の職務を行う上で、重要な仕事はいくつもありますが、特に「家庭裁判所事務報告書の提出」は重要な職務の一つであることを会員の方々に伝えました。

また、記載内容は勿論のこと、提出期限に関しても、初回報告の場合は後見開始の審判から２か月、定期報告の場合は最低でも１年に１度の提出を厳守をお話しました。

提出書類の様式に関しましても、変更になることがありますので、留意いただきたいと伝えました。

第２部ではコスモス会員である以上、家庭裁判所報告書同様に提出義務がある「コスモス業務管理報告書の提出」の重要性についてでした。

近年、専門職後見人による被後見人の財産の使い込み等の事件も頻繁に聞かれております。

幸い石川県支部ではそのような事件は発生しておりませんが、こういった事件を防ぐためにも報告書の提出は重要なものの一つと言えるのではないでしょうか。

家庭裁判所報告書とは違い、コスモス報告書は３ヵ月に一度の短い期間でも提出ということで、特に多くの案件を抱えている会員には負担は大きいかも知れませんが、反対にコスモス報告書をしっかり提出することにより、家庭裁判所報告書の提出が容易になるのではないかとのことでした。

コスモス報告書に関しましても、家庭裁判所報告書同様に提出期限の厳守が伝えられていました。

これからの日本は間違いなく高齢社会が進んでいくと思われます。

そういったことを踏まえても我々専門職後見人の重要性は増してくるのではないでしょうか。

我々行政書士は書類作成のプロであります。

日々の後見活動は勿論のこと、こういった報告書の作成・提出に関してもしっかりと行っていかなければいけないことを再認識致しました。

現在、石川県支部は 40 人近い会員が所属しておりますが、研修部としては今後も会員の能力担保のための有意義な研修会を定期的に開催していきたいと思っております。

今後ともコスモス成年後見サポートセンター石川県支部の活動にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

建設業許可申請　経営業務の管理責任者の認定要件緩和について（大臣許可）

建設・産廃等業務研究会 代表世話人　寺田　隆

平成29年6月30日以降の建設業大臣許可手続きにかかる経営業務の管理責任者の認定要件が緩和・明確化されました。これにより、石川県知事許可にあってもこれらの認定要件を準拠されることとなりますので、ご承知おきください。なお、大臣許可及び石川県知事許可にあっても、認定要件に該当するか否かの確認書類等につきましては、その内容により判断が分かれる可能性があります。事前に各担当者へ確認書類等を照会されてから手続きされますことをお薦めいたします。

（経営業務の管理責任者）
第１　申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の１から４までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の１から４までのいずれかに該当する者であること。

１　許可を受けようとする建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

２　許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあって次のいずれかの経験を有する者
（１）経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として５年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験
（２）６年以上経営業務を補佐した経験

３　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し６年以上次のいずれかの経験を有する者
（１）経営業務の管理責任者としての経験
（２）経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経営業務の執行に関して具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験

４　国土交通大臣が１から３までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（注１）「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。
「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。
「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類

・業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類

・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

（注２）「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

（注３）「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。

（注４）「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

（注５）「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。
許可を受けようとする建設業に関する５年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算５年以上である場合も、２（１）に該当するものとする。
２（１）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が２（１）に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類

・業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類

・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

・執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

（注６）「経営業務を補佐した経験」（以下「補佐経験」という。）とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。
許可を受けようとする建設業に関する６年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合も、２（２）に該当するものとする。
法人、個人又はその両方において６年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、２（２）に該当するものとする。
２（２）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が２（２）に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類

・被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

・補佐経験の期間を確認するための書類
人事発令書その他これらに準ずる書類

（注７）許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の経営業務管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算６年以上である場合も、３（１）に該当する。

（注８）許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の執行役員等としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合も３（２）に該当する。
３（２）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が３（２）に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類

・業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類

・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

・執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

（注９）許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分において６年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

（注１０）この基準は、許可を受けようとする建設業について、１から４までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき１から４までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に１から４までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。
なお、１から４までのいずれかに該当する者が第２に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について（平成29年6月30日以降）

一．経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）の範囲について（告示第１号ロ関係）

経営業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験」（以下「補佐経験」という。）が位置付けられているところ、「経営業務の管理責任者に準ずる地位」について、従前の「業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者」等に加え、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に
次ぐ職制上の地位にある者」等も認めることとする。

二．許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験について（告示第２号ロ関係）

経営業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして、許可を受けようとする建設業に関する「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）が位置付けられている
ところ、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験」も認めることとする。
また、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分においての経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。
なお、告示第２号ロに該当するか否かの判断にあたっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
　　組織図その他これに準ずる書類

・業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
　　業務分掌規程その他これに準ずる書類

・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
　　定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
　　取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

・執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
　　取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

三．経営業務管理責任者要件として求められる経験の期間について（告示第１号ロ並びに告示第２号イ及びロ関係）

許可を受けようとする建設業に関する補佐経験（告示第１号ロ）、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験（告示第２号イ）及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験（告示第２号ロ）については、経営業務の管理責任者要件として求められる経験の期間を６年以上とする。

四．３種類以上の経験の期間の合算について

(1) 許可を受けようとする建設業に関する補佐経験について（告示第１号ロ関係）
許可を受けようとする建設業に関する６年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合も、告示第１号ロに該当するものとする。

(2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験について（告示第２号イ関係）
許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算６年以上である場合も、告示第２号イに該当するものとする。

(3) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験について（告示第２号ロ関係）
許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合は告示第２号ロに該当するものとする。

業務研修会報告

「【新設】法定相続情報証明制度　制度概要から実務のポイント」

日　時：平成 29 年７月３１日（月）
会　場：石川県地場産業振興センター
内　容　第１部：「法定相続情報証明制度の概要～手続方法について」
講師：金沢地方法務局　首席登記官（不動産登記担当）　金森　雅美 氏
金沢地方法務局　登記情報システム管理官　　木村　浩士 氏

第２部：「法定相続情報証明制度　実務家からみる活用のポイントと注意点」
講師：福井県行政書士会　副会長　青木　克博 氏

参加者：５９名

平成 29 年５月 29 日より不動産登記規則の一部を改正する省令が施行され、これに伴い法定相続情報証明制度が開始されました。これは、所有者不明土地問題や空き家問題などの社会問題を受けて相続登記を促進させるためを理由として制度化され、平成 29 年７月 28 日現在石川県では 130 件の証明申請がなされております。本制度は相続全般ににおいて利用することが可能であり、特に、相続財産に不動産を含まない場合などの場合において金融機関等への手続を簡略化できるとされています。また、我々行政書士の必須業務として、相談会等でも断トツの相談案件である相続業務であることから、これらの情報を理解・把握することは必須でありますので、今般の研修会を開催いたしました。

本研修会は２部構成としまして、第１部では講師に手続の窓口となる金沢地方法務局ご担当者様をお招きし、制度の概要と手続方法や作成に際しての注意点をご講義いただき、第２部では福井県行政書士会より相続業務を専門にされ、既に 10 件以上の本制度活用実績をお持ちの青木克博副会長をお招きし、実務家の視点から本制度の活用方法や注意点など、実務的な内容のご講義をしていただきました。特に青木副会長からは、本制度の手続のみならず、相続業務の将来性や可能性についても目からウロコの情報やノウハウを惜しげもなくお話いただき、聴講された会員にあっては大いに影響を受けた方も多いのではないでしょうか。

業務指導部では、このような研修会を数多く開催したいと企画を練っております。今後とも当会研修会にご期待いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

今後の研修会予定

「産業廃棄物収集運搬業」
～平成２９年１０月改正の様式について～
日　時：平成２９年９月予定
会　場：石川県地場産業振興センター
講　師：石川県　環境部廃棄物対策課　担当職員

「建設業」
～建設業コンプライアンスと経審点数アップ法～
日　時：平成２９年１０月予定
会　場：石川県地場産業振興センター
講　師：建設業専門　行政書士

「家族法」
～家事事件手続法別表１と行政書士～
日　時：平成２９年１１月予定
会　場：石川県地場産業振興センター
講　師：金沢大学　人間社会学域　法学類　合田篤子　教授

第28回　全国女性行政書士交流会 in 宮城に参加して

金沢支部　上田　恵子

岩手・宮城・福島会の共催で宮城県の松島で交流会が行われました。初めて参加する私を末席に加えて頂き、石川会からは３人が参加しました。

全国から百人を超す女性行政書士が集まり、とても盛大な交流会でした。

交流会は研修会と懇親会があり、研修会は 2 部構成で、先ずは「戸籍が無いという現実　～今、資格者にできること～」と題し、元衆議院議員の井戸まさえさんによる日本人だから故の無戸籍問題に関する現状と、法に関する諸問題についての講義がありました。この問題に関する相談を受けたとき、行政書士としてどのようにこの問題へのアプローチができるであろうかと、深く考えるきっかけとなりました。

次に被災地３県の合同開催でしたので「震災への想い」と題し実行委員会の方達により、地震や津波に遭遇した時のことや、当時行政書士会として行政機関と足並みを揃え被災者支援をすべきところ、その体制が十分とは言い難かったことについての問題点などの報告がありました。

懇親会では、第一線で活躍されている方達に、他県の現状や仕事に対する考え方などをお聞きすることができました。なかでも、新潟県行政書士会の相羽会長に、特定行政書士制度の法整備に力を注がれた当時の話をお聞きできたことは、この会に参加無くしては得ることができない機会だったと思います。これから会を盛り上げていく方達に、こういった経験をし、全国で活躍される女性会員のようにしなやかに、そして力強くなって頂きたいと感じました。

来年は 9 月に愛知にて開催されます。是非ご参加ください。必ずや良い経験となることでしょう。

会員のコーナー

「待っち(ｍｕｃｈ)愛室」（その３）

金沢支部　明石　弘貴

ホームへ急ぐ学生、列車から降りてきたサラリーマン風の男性など、その小さな駅が、騒々しい混雑風景となる時間帯でした。私がこの駅を利用して通勤していた頃をぼんやりと思い出してしまいました。

もっとも、その頃は今のこの新駅舎ではなく、木造の古く小さな、昭和の趣が強く漂う建物でした。改札口を出ると、ベンチと冬用のストーブがある小さな一室が、待合室として主張していました。今は、明るく広いこの廊下が人々の往来する通路でもあり、待合室でもあります。足早に家路へ急ぐ、働くお母さんと思しき女性や大きなバッグを担いだ運動クラブ帰りの男子学生。私は、通路兼待合室の隅にある六人掛のベンチの端に座り、小さな駅の通勤・通学風景を観察していると、ついつい時間を忘れてしまいそうになります。私の横に座っていた二人の若い女性が、前を歩いて行く、彼女らよりも相当年配の女性に、突然大仰に手を振りながら、大きな声で、「先生！先生！」と呼び掛けました。その、「先生」と声を掛けられた女性もこれまた大げさに手を振りながら、二人の横に腰を下ろしました。多分、二人の若い女性は近くの女子大学生で、年配の女性はその大学の英語の先生だろうと思われました。なぜなら、その三人は、楽しそうに英語で話を初めたからです。その先生は、外見的にも極めてキャラの強い女性でした。ベージュのゆとりのあるスカートに上はピンクのブラウス、背中には、これまたショッキングピンクのリュックを背負っていました。そして、ヘアスタイルが作家落合恵子さんのような特徴あるものでした。二人の生徒達と時折笑い声を交えながら英語で会話をしている様子からも、きっと学校では生徒たちにとても人気がある先生なのだろうと、容易に想像できました。

この小さな駅での束の間の楽しい人間ウォッチングでした。

「中国研修旅行の思い出」

金沢支部　的場　晴次

ある時、会員から申請取次行政書士制度が出来たのに、行政書士がパスポートの申請手続きもできないようではとの疑問が提示され行政書士会として、中国研修旅行を計画し、平成一八年六月に西安、上海を訪れた。上海から西安までの飛行機が遅れて、西安に着いたのは夜中の一二時を過ぎていた。それでも、会員の皆さんは疲れも見せず、西安市内を精力的に見学し、兵馬俑のある秦の始皇帝陵の大きさには圧倒されたようだった。

兵馬俑の兵士の顔も様々であり、鎧姿は凛々しく見る者を圧倒していた。また、西安にある雁塔に登り、唐の時代にこの雁塔で修行に励んだ空海を思うと感慨深いものがあった。古の中国に遣隋使、遣唐使として当時の中国の先進文化を日本に持ち込んだ偉人の努力に鑑み、申請取次行政書士として外国人の入国手続きに、精励したいと思う。

「先が見えない人生だから、また心地よい」

輪島支部　中村　敏彦

遺言相談・自筆証書遺言・遺言執行者・裁判所検認・相続手続・相続放棄・内容証明・相続登記・更正登記・贈与契約書・農地法第３条許可・移転登記・不動産取得税・固定資産税・上水道開栓・送電手続…、という経緯で自己所有となった宅地回りで今日も、

ぎーこぎーこ。どたん。

ぎーこぎーこ。どたん。

タケノコをノコギリで切り倒す。さながら時代劇のヒーローのように切り倒す。表年の今年、切り倒した数は５００本を超えた。５月初旬、頭を出し始めたタケノコを一個も無駄にしてはいけないと、せっせせっせと掘り起こしたタケノコの数は３００個余り。その後、表年のすさまじさを実感。きりがない。食べ飽き、配り終えた事もあり、ある日を境に方針転換。その後バッタバッタと切り倒す…。時には斜面を滑り落ち、時には倒したタケノコに直撃されながら…。ふと考える。明らかに、桜の咲く前に会ったあの爺さん所有地上のタケノコ。明らかに竹と化してはまずいと判断できる整備中途の土地上のタケノコ。法律行為に基づかない…、これって不法行為か。いや事務管理か、と、ふと長々とお付き合いしている民法条文を思い浮かべる。が、すぐに遮断して、

ぎーこぎーこ。どたん。

ぎーこぎーこ。どたん。と切り倒す。竹林の隙から柔らかな陽ざしがふりそそぐ。

いろんなことを忘れて無心でやれるから心地よい。

先が見えない人生だから、また心地よい。

「初　夏」

輪島支部　大森　千歌子

初夏や風心地よく遊歩道
　リズムあわせて小鳥の声に

鷺一羽早苗田圃をゆっくりと
　農夫気取りで見回りなせる

梅雨きたり晴れ間に見ゆる虹の橋
　不思議な自然感じ眺むる

能登和倉毎年開かるよさこいは
　初夏をつげたる風物となり

にこやかによさこい踊る踊り子に
　観客もみな手拍子合わせ

海浜道夕日の沈む風景に
　幼き子らも手を打ち感動

「ユキマサくん川柳」

金沢支部　坂本　國正

変身して！
　まねき猫にだ
　　ユキマサくん

客により
　プチっと変わる
　　オレの趣味

我が遺言
　立派に書けたが
　　資産ショボ

石川県行政書士政治連盟　副会長　濱田　隆弘

平素は、石川県行政書士政治連盟の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、平成 29 年5月 26 日（金）金沢東急ホテルで行われました平成 29 年度の定期大会におきまして、全ての議案が原案のとおりご承認を賜り有り難く厚く感謝申し上げます。

また、平成 29 年6月 23 日（金）東京都のシェラトン都ホテル東京で行われた平成 29 年度日本行政書士政治連盟定期大会におきまして、役員の改選が行われ、新幹事の投票の結果、新会長に福井県行政書士会の山下寛氏が選任されました。また、石川県行政書士政治連盟からは濱田隆弘副会長が幹事に選任されました。

役員改選後、実質初めての日本行政書士政治連盟第４回幹事会が、平成 29 年７月 20 日（木）、21 日（金）の２日間にわたり、東京都港区虎ノ門の虎ノ門タワーズオフィスにて開催されました。

冒頭、山下会長から「日行連と車の両輪となって協力してやっていく」と強く決意を込めた挨拶がありました。

第１号議案では、【政党担当副会長の任命及び「日本行政書士政治連盟地区担当会長代理の設置及び運営要綱」の廃止について】が上程され、異議なく可決承認されました。この結果、政党別の担当副会長が任命されました。

第２号議案では、【「日本行政書士政治連盟規約第 16 条の２の五による特別委員会の設置」について】が上程され、異議なく可決承認されました。この結果、新たに、法改正等に必要な政務情報を収集することを目的とした「政務情報特別委員会」と各士業及び関係団体との関係協調及び対策を行うことを目的とした「士業等対策特別委員会」が新たに設置されました。

第３号議案では、【「常任幹事の選任」について】が上程され、異議なく可決承認されました。

第４号議案では、【「各委員会委員」の構成について】が上程され、異議なく可決承認されました。この結果、濱田隆弘幹事は「財務委員会」の委員となりました。「財務委員会」とは、①支部からの会費の早期納入を依頼する。②効果的な運動を推進できるよう、健全な財政の確立に努める。③効果的な予算執行を推進する。④未収会費の解決に努める。以上の４つを具体的推進策に掲げた委員会であります。

第５号議案では、【「名誉会長、相談役、顧問の推戴」について】が上程され、異議なく可決承認されました。この結果、名誉会長には、日本行政書士会連合会会長の遠田和夫氏、相談役には、日本行政書士政治連盟元会長、前名誉会長の中西豊氏と日本行政書士政治連盟元会長、元名誉会長の畑光氏の２名、顧問には、引き続き野田毅衆議院議員、片山虎之助参議院議員の２名が推戴されました。

第６号議案では、【「平成 29 年度運動方針の具体的推進について」】が上程され、異議なく可決承認されました。

日本行政書士会連合会が重点項目として定めた「聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続き代理規程における弁護士法第 72 条の制限からの特定行政書士の除外」「一人法人の設立を中心とする「法改正の推進」を主要推進事項の最初に掲げました。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）、他団体等による業務侵害及び職域問題等について取り組むとともに、「成年後見制度」「空家等対策の推進に関する特別措置法」「所在者の所在の把握が難しい土地の対策方策」「法定相続情報証明制度」等、関係業域の政策動向や政省令の改正等への対応を通じて行政書士の基盤強化・拡充に向け、迅速・適切に対処していくことなどその他９項目が掲げられました。

法改正は、会員にとって切実な問題であり、関心が高いため、日本行政書士会連合会の方向性を注視し、さらに日本行政書士政治連盟からも提案できるよう議論を重ねる必要があります。

途中、幹事会を休会し、各委員会が開催され、２日間にわたる幹事会が閉会となりました。

政治連盟は、行政書士制度と行政書士の生活を守るために活動しております。

行政書士法が議員立法という事をご存知でしょうか？

議員立法の改正には、全党一致が必要となります。行政書士の職域が拡大され、国民にも歓迎される法改正案を取り上げ、提案・可決していただくには、あらゆる政党の国会議員に対し、陳情や説明を行い、私たち行政書士が目指す方向性について理解をしていただく必要があります。もちろん、会員の皆様個々の政治信条は自由であり尊重されなければなりません。また、中央だけではなく地方議会へのはたらきかけや地方議員との意見交換も大切な活動となっております。

政治連盟では「行政書士制度を守り発展させる」「行政書士の活躍の場を拡げる」という目的実現のため、国会議員や地方議員との信頼関係を築きながら、活動を積極的に展開してまいります。

行政書士制度が発展し、結果として国民から選ばれ、頼りになると感謝され、収入が増えるという図式は、行政書士である限りすべての会員が望む思いではないでしょうか。

政治連盟は、すべての行政書士のために活動し、その活動により達成された成果は、すべての行政書士に等しくもたらされます。

必ず、成果を皆様に還元してまいりますので、未加入の会員におかれましては、活動趣旨をご理解いただき是非ともご加入いただきますようお願い申し上げます。

新入会員の紹介

春山　登美夫

■七尾支部
■平成 29 年 2 月 1 日入会
■事業所所在地　七尾市白馬町 57 部 32 番地 2　TEL.0767-57-3096

元警察官で在職中 34 年間刑事警察に身を置いていました。行政書士としての第一歩を踏み出せたこと大変嬉しく思っておりますがそれと同時に「不安」の文字が大きくのしかかっているのが現在の心境です。

家庭菜園が好きで警察を退職すると同時に苺栽培を始めました。昨年は大豊作で約 100 株のランナーを採って植えましたが連作が原因なのか全くダメで、そのショックを今も引きずっています。

今後は各種相談をはじめ警察許認可、相続、農地転用などの業務を主として行なっていきたいと考えています。

何しろ分からないことだらけであり、諸先輩方のご指導を宜しくお願いいたします。

大谷　昭夫

■金沢支部
■平成 29 年 3 月 15 日入会
■事業所所在地　金沢市百坂町ロ 7 番地 3　TEL.076-257-1026

この度、石川県行政書士会に入会させていただきました大谷昭夫です。

前の職場を定年退職したことを機に、第二の人生のために行政書士会に入会させていただきました。

知識も経験も未熟でありますが、今後とも、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

黒川　孝之

■金沢支部
■平成 29 年 4 月 2 日入会
■事業所所在地　白山市八ツ矢町５６８番地 6　TEL.076-205-2254

平成 29 年度、新入会させていただきました。これから、よろしくお願いします。

主に土地開発関連で公官庁に書類を提出する業務を行い、顧客と公官庁との橋渡し役になれればと考えています。

北井　万彦

■金沢支部
■平成 29 年 4 月 15 日入会
■事業所所在地　かほく市内日角中１０８番地 1　TEL.076-213-5269

はじめまして。この度､石川県行政書士会に入会させていただいた､新入会員の北井万彦（キタイカズヒコ）といいます。

私は、平成２７年４月から、かほく市にて司法書士北井万彦事務所を開業させていただいております。

行政書士登録はしましたが、まだまだ未熟者でございますので、みなさま今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく御願いいたします。

中田　陽介

■金沢支部
■平成 29 年 4 月 15 日入会
■事業所所在地　金沢市増泉４丁目１番１号　TEL.076-244-4371

この度、新規登録いたしました中田陽介です。
これから行政書士の一員として励んでまいりますので、皆様宜しくお願いいたします。

光谷　尚

■金沢支部
■平成 29 年 4 月 15 日入会
■事業所所在地　金沢市長土塀３丁目２１番６号　TEL.076-233-2703

私は、税理士資格から行政書士資格を取得したものですが、クライアントからは「先生」と呼ばれることはほとんどありません。

理由は簡単で税理士試験の、最初の１科目目に合格した昭和６３年（まだ「消費税」もなかった時代です）から完遂する５科目合格まで３０年弱を要しており、その間税理士事務所で「補助者」としてのサラリーマン時代を過ごしていたためで、クライアントも今更「先生」と呼べないからです。

でも私はそれで良いと思ってます。学校のように「先生」「生徒」の上下関係は、士業ではかえってクライアントを委縮させる結果にしかならないと思うからです。

だから私はこれからもクラインアントが気軽に相談できる「行政書士」「税理士」を目指していこうと考えています。

髙桑　雅俊

■金沢支部
■平成 29 年 4 月 15 日入会
■事業所所在地　河北郡内灘町字鶴ヶ丘３丁目１２０番地　TEL.076-286-6188

今年 4 月に登録いたしました髙桑雅俊と申します。

行政書士として、地域の皆様、依頼者の方々に「この人に相談してよかった。」「この人に依頼してよかった。」と言われるように日々努力を怠らず精進していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

奥野　登志夫

■金沢支部
■平成 29 年 5 月 15 日入会
■事業所所在地　金沢市末町４の１２２番地７　TEL.076-229-3155

この度５月に入会させていただきました奥野登志夫と申します。行政書士の業務を通して少しでも地域のお役に立てればと思っております。

諸先輩方のご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

4月　3日(月)	第1回総務部会	本会事務局	8名
4月　4日(火)	第1回経理部会	本会事務局	7名
4月　5日(水)	職務上請求書確認作業	本会事務局	2名
4月　6日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
4月　7日(金)	第1回部長会	本会事務局	12名
4月10日(月)	新規登録者登録伝達式　1名	本会会議室	2名
4月10日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	2名
4月11日(火)	会長選挙立候補予定者に対する説明会	本会会議室	2名
4月12日(水)	月例無料相談会（小松）	小松市役所	1名
4月12日(水)	月例無料相談会（七尾）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
4月12日(水)	平成28年度会計監査	本会会議室	5名
4月13日(木)	定時総会打合せ	本会会議室	2名
4月13日(木)	大規模災害等発生時における相談業務に関する協定締結式事前調印	本会会議室	2名
4月14日(金)	輪島支部平成29年度定時総会	穴水町国民保養センター「キャッスル真名井」	1名
4月14日(土)	会長選挙告示		
4月15日(土)	第1回理事会	地場産第2会議室	28名
4月17日(月)	大規模災害等発生時における相談業務に関する協定締結式	県庁4F特別会議室	2名
4月18日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
4月19日(水)20日(木)	日行連第1回理事会		1名
4月20日(木)	★日政連幹事会		1名
4月20日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
4月21日(金)	小松支部平成29年度定時総会	コンベンションホール	1名
4月24日(月)	第1回経理部会	本会会議室	6名
4月26日(水)	新規登録希望者面談　1名	本会会議室	1名
4月26日(水)	新規登録者登録伝達式　4名	本会会議室	2名
4月26日(水)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	2名
4月27日(木)	国際業務研究会	本会会議室	5名
4月28日(金)	月例無料相談会（野々市市役所）	野々市市役所	1名
4月28日(金)	第1回選挙管理委員会	本会会議室	4名
5月　2日(火)	金沢市への成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進についての申し入れ		2名
5月　9日(火)	津幡町への成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進についての申し入れ		1名
5月　9日(火)	月例無料相談会（白山）	白山市役所	2名
5月10日(水)	職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
5月10日(水)	月例無料相談会（小松）	小松市役所	1名
5月10日(水)	月例無料相談会（七尾）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
5月11日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
5月11日(木)	石川県防災総合訓練第1回目打合せ会議	石川県庁行政庁舎11階1102会議室	1名
5月12日(金)	金沢支部平成29年度定時総会	ANAホリデイ・イン金沢スカイ10F白山	1名
5月15日(月)	七尾支部平成29年度定時総会	のと楽	1名
5月15日(月)	第2回総務部会	本会会議室	8名
5月16日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
5月16日(火)	第67回"社会を明るくする運動"石川県推進委員会	金沢駅西合同庁舎第1会議室(6階)	1名
5月16日(火)	国土交通省「空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会	三田共用会議所	1名
5月18日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
5月18日(木)	岐阜県行政書士会平成29年度定時総会		1名
5月19日(金)	富山県行政書士会平成29年度定時総会		1名
5月20日(土)	石川県司法書士会平成29年度定時総会		1名
5月22日(月)	定時総会打合せ	繊維会館1階会議室	12名
5月26日(金)	平成29年度定時総会	金沢東急ホテル　211名(うち委任状148名)	

5月26日(金)	第2回理事会	金沢東急ホテル	
5月26日(金)	★石川県行政書士政治連盟平成29年度定期大会	金沢東急ホテル	189名(うち委任状125名)
5月27日(土)	福井県行政書士会平成29年度定時総会		1名
5月29日(月)	新規登録者登録伝達式　1名	本会会議室	2名
5月29日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	3名
5月30日(火)	愛知県行政書士会平成29年度定時総会		1名
6月　1日(木)	内閣府「成年後見制度利用促進基本計画にかかる説明会」(中部・北陸ブロック)	ウイングあいち(愛知県産業労働センター)902大会議室	1名
6月　1日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
6月　2日(金)	第3回選挙管理委員会	本会会議室	4名
6月　6日(火)	第1回申請取次行政書士管理委員会	本会会議室	5名
6月9日(金)10日(土)	日行連中部地方協議会定時総会・第1回理事会	富山第一ホテル	6名
6月13日(火)	来客対応　石川県不動産協会2名	本会会議室	2名
6月13日(火)	月例無料相談会(白山)	白山市役所	2名
6月13日(火)	第1回特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会	本会会議室	5名
6月14日(水)	月例無料相談会(小松)	小松市役所	1名
6月14日(水)	月例無料相談会(七尾)	平和堂アルプラザ鹿島	2名
6月15日(木)	月例無料相談会(金沢市役所)	金沢市役所	2名
6月15日(木)	第3回総務部会	本会会議室	8名
6月15日(木)	就任の挨拶のため報道機関訪問	各新聞社	3名
6月15日(木)	白山市一日合同相談会	白山市民交流センター	1名
6月16日(金)	第1回広報部会	本会会議室	7名
6月16日(金)	新規登録希望者面談　1名	本会会議室	2名
6月19日(月)	第1回綱紀委員会	本会会議室	4名
6月19日(月)	士業団体交流会第1回実行委員会	石川県地場産業振興センター本館第7会議室	2名
6月20日(火)	第1回社会貢献事業部会	本会会議室	10名
6月22日(木)	国際業務研究会	本会会議室	6名
6月22日(木)23日(金)	日本行政書士会連合会定時総会	シェラトン都ホテル東京	7名
6月23日(金)	★日本行政書士政治連盟定期大会	シェラトン都ホテル東京	7名
6月26日(月)	第2回経理部会	本会会議室	6名
6月27日(火)	第1回業務指導部会	本会会議室	10名
6月28日(水)	平成29年度北陸税理士会金沢支部定時総会	ANAクラウンホテル金沢	1名
6月28日(水)	第1回法規監察部会	本会会議室	8名
6月29日(木)	第1回官民業務受託調査特別委員会	本会会議室	5名
7月　4日(火)	新規登録希望者面談　1名	本会会議室	1名
7月　6日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
7月　7日(金)	新規登録希望者面談　1名	本会会議室	1名
7月　7日(金)	平成29年度行政書士試験説明会	全国町村議員会館 2階会議室	1名
7月10日(月)	県民一斉防災訓練	本会会議室	3名
7月12日(水)	職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
7月12日(水)	月例無料相談会(金沢)	石川県繊維会館2階	2名
7月12日(水)	月例無料相談会(小松)	小松市役所	1名
7月12日(水)	月例無料相談会(七尾)	平和堂アルプラザ鹿島	2名
7月13日(木)	新規登録希望者面談　2名	本会会議室	1名
7月13日(木)	建設・産廃業務研究会	本会会議室	5名
7月14日(金)	第2回部長会	本会会議室	13名
7月15日(土)	第1回特定行政書士法定研修	本会会議室	4名
7月19日(水)	第2回広報部会	本会会議室	8名
7月20日(木)	新規登録希望者面談　1名	本会会議室	1名
7月20日(木)	石川県防災訓練第2回打合会議	石川県庁	1名
7月20日(木)	士業団体協議会第1回定例会	金沢東急ホテル	2名
7月23日(日)	北陸新幹線建設促進石川県民会議平成29年度総会	地場産本館大ホール	1名
7月24日(月)	野々市小学校との法教育講習実施に関する打合せ	野々市小学校	3名
7月29日(土)	第3回理事会	地場産第13研修室	29名
7月31日(月)	業務研修会	本会会議室	6名 参加者59名

会員移動

【新規登録事項】　８名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
平成 29 年　2 月　1 日	七尾	春山登美夫	七尾市白馬町 57 部 32 番地 2	0767-57-3096
平成 29 年　3 月 15 日	金沢	大谷　昭夫	金沢市百坂町ロ 7 番地 3	076-257-1026
平成 29 年　4 月　2 日	金沢	黒川　孝之	白山市八ツ矢町 568 番地 6	076-205-2254
平成 29 年　4 月 15 日	金沢	北井　万彦	かほく市内日角中 108 番地 1	076-213-5269
平成 29 年　4 月 15 日	金沢	中田　陽介	金沢市増泉 4 丁目 1 番 1 号	076-244-4371
平成 29 年　4 月 15 日	金沢	光谷　尚	金沢市長土塀 3 丁目 21 番 6 号	076-233-2703
平成 29 年　4 月 15 日	金沢	髙桑　雅俊	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 3 丁目 120 番地	076-286-6188
平成 29 年　5 月 15 日	金沢	奥野　登志夫	金沢市末町 4 の 122 番地 7	076-229-3155

【事務所所在地変更】　６名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
平成 29 年　2 月 15 日	七尾	津田　晃	七尾市藤橋町申部 54 番地 1	0767-54-8815
平成 29 年　5 月　1 日		紺谷　段	大阪府行政書士会へ単位会変更	
平成 29 年　6 月 30 日	輪島	皿井　竹夫	珠洲市上戸町北方い 64-3	0768-82-1816
平成 29 年　6 月 30 日	金沢	濱田　隆弘	金沢市畝田東三丁目 516 番地	076-220-6570
平成 29 年　7 月 14 日	金沢	山口　栄治	かほく市浜北ホ 4 番地 1	076-283-1663
平成 29 年　7 月 14 日	小松	田中　一生	小松市千木野町に 42 番地	0761-48-7040

【退会者】　９名

退会年月日	所属支部	氏名	退会理由
平成 23 年 10 月 26 日	加賀	奥田　繁雄	ご逝去
平成 28 年 12 月 31 日	金沢	西森　福廣	廃業
平成 29 年　1 月　6 日	金沢	奥村　治憲	廃業
平成 29 年　2 月　7 日	輪島	諸谷　貞雄	廃業
平成 29 年　3 月 31 日	金沢	澤井　徹	廃業
平成 29 年　3 月 31 日	小松	谷口　章	廃業
平成 29 年　5 月　8 日	輪島	松原　政義	廃業
平成 29 年　6 月 21 日	輪島	井上　勇	廃業
平成 29 年　7 月 26 日	小松	村井　年也	ご逝去

※奥田繁雄様（加賀）、村井年也様（小松）のご冥福をお祈り申し上げます。

村井年也様が
ご逝去されました

本年度副会長を務められておられました村井年也様が 7 月 26 日逝去されました。

村井様には長年にわたり本会発展にご尽力いただき、石川県の行政書士のため多大な貢献をなされました。

ここに謹んでご哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 29 年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

記

1. 平成 29 年度会費　金 72,000 円
納入方法　払込取扱票により納入下さい

お振込先　石川県庁内郵便局
口座番号　00750-6-55558
口座名義　石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟
平成 29 年度会費　金 5,400 円
納入方法　払込取扱票により納入下さい
お振込先　石川県庁内郵便局
口座番号　0072-1-74073
口座名義　日本行政書士政治連盟石川県支部

編集後記

ここ 1.2 年、金沢港に豪華クルーズ船が停泊する姿をよく見かけます。正面から見ると豪華マンションが建ったかのように錯覚を覚えるほどです。石川県では、クルーズ船の寄港と観光客の誘致に力を入れているそうです。一度、乗船してみたらいかがでしょうか。

さて、「会報いしかわ」も 62 号を迎えました。新しい広報部員による初めての会報発行になります。初めて会報発行に携わる部員も多く、不慣れではありますが、一生懸命作りました。会報は、石川県行政書士会と会員の皆様をつなぐ架け橋であり、是非ご一読くださるようお願い致します。最後に、原稿をお寄せいただきました会員の皆様にはご協力感謝申し上げます。

広報部長　河越俊雄

会報いしかわ 第62号

発行日　平成 29 年8月25日
発行人　会　　長　向井　隆郎
　　広報部長　河越　俊雄
発行所　石川県行政書士会
　　〒920-8203
　　石川県金沢市鞍月２丁目２番地
　　石川県繊維会館３階
　　TEL(076)268-9555
　　FAX(076)268-9556
E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: http://www.ishikawagyousei.org/

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

〇建設業許可　〇指名願・経営規模等評価申請　〇宅建業免許
〇産業廃棄物処理業許可〇法人設立　〇医療法人設立認可
〇貨物自動車運送事業許可　〇入管・帰化申請
〇告訴状・告発状作成　〇相続・遺言に関する事項
〇自動車の登録・車庫証明〇農地法の許可　〇開発許可